

報告第9号

令和2年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に
基づき、令和2年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しをしたの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において
準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月8日提出

豊川市長 竹本幸夫

令和2年度豊川市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	事業完了(予定)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明	
					支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源						
										国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
4	衛生費	1 保健衛生費	休日夜間急病診療 所管理運営費	令和3年10月	479,000	0	479,000	0	479,000	0	0	0	0	321,000	158,000	国が推進する保険証とマイナンバーカードとの連携について、当初に令和3年3月から開始できるよう指示があり、12月補正で予算を計上したが、国が実施した試験運用時に不具合が発生し、運用開始予定時期が令和3年度に先延ばしされ、年度内での予算が執行できなくなったため。
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路等維持補修事業費	令和3年6月	7,062,000	2,800,000	4,262,000	1,638,000	5,900,000	0	2,001,000	0	0	0	3,899,000	別途応急仮設工事にて設置した大型土のうを除去したところ、地盤が不安定であることが確認され、施工方法の見直しを検討する必要が発生したため。
合 計					7,541,000	2,800,000	4,741,000	1,638,000	6,379,000	0	2,001,000	0	0	321,000	4,057,000	